

尾張旭市男女共同参画推進条例の解説

私たちのまち尾張旭市は、男女が真に対等な市民として、性別に関わりなく持てる力を発揮し、人権を尊重し、平和で豊かな地域づくりと誰もが喜びと責任を分かち合えるまちづくりを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女が共に持てる力を十分に発揮することを阻害する社会制度及び慣行が根強く残っており、本市においても男女共同参画社会の実現にまだまだ多くの課題があります。

そのため、男女共同参画社会を実現するにあたり、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して様々な課題解決に積極的に取り組み、まち中に元気があふれ、市民一人一人が輝くまち尾張旭市を実現するため、この条例を定めます。

【趣旨】

前文は、一般に、法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれます。

この条例については、男女を取り巻くこれまでの経緯、現状認識などを示し、今後さらに、男女共同参画を推進する決意を表明するため、前文を置くこととしました。

【解説】

前文は、基本法や基本条例に置くことが多いものです。通常の条例は、第1条に目的又は趣旨規定が置かれるため、前文が無くても法令の制定目的は知ることができます。

また、前文は、その内容をもって法的効力を生じさせることはありませんが、法令の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義及び効力を有するものであります。本条例の前文に規定したものは、次のとおりです。

- ・尾張旭市の男女共同参画に関する姿勢
- ・男女共同参画の実現において、未だ問題が存在している実態
- ・市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画の実現に取り組むため、本条例を制定する旨の決意表明

(目的)

第1条 この条例は、尾張旭市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めたものです。

【解説】

本条は、本市における男女共同参画を推進するための基本理念、市、市民、事業者及び教育関係者の責務並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人をいいます。
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育に携わる者をいいます。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は性別による固定的役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある又は親密な関係にあった異性から振るわれる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。
- (7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

【趣旨】

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて、説明をしています。

【解説】

- 1 「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。「参画」とは単に参加するだけでなく、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的な参加姿勢を示しています。
- 2 この条例で用いる「市民」とは市内に居住する者、市内にある事務所または事業所に通勤する者、市内にある学校に通学する者とし、国籍は問いません。条例はその効力が、市内に限られていることから、条例における「市民」は本市に住所を有する人（住民）のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民、事業者及び教育関係者が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えることにしました。
- 3 ここでいう「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、業を行う個人、法人その他団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・企業だけでなく、その集合体である商工会のような公益社団法人も含まれます。「団体」とは、法人以外の集団すなわち法人格を有しない集団のことで、ボランティア活動を行う集団などがこれに含まれます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいことを踏まえて、特に市民と分けて規定しているものです。
- 4 「教育関係者」とは、教育が意識形成に及ぼす影響は極めて強いと考えられます。したがって、幼いうちから社会的及び文化的に形成された性差にとらわれない育て方が求められます。家庭、学校、社会教育その他市内において教育に携わる者を広く捉えることにしました。
- 5 「ドメスティック・バイオレンス」とは、男女共同参画社会の実現にとって、性別に起因する暴力行為の根絶は重要な課題であることから、殴るなどの身体的な暴力のほか、脅す、ののしるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などを含めて定めています。
- 6 「セクシャル・ハラスメント」 職場、学校、地域などで加害者の思いとは関係なく、受け手側に不快で歓迎されない性的言動が仕事などに悪影響を与えるものと定義しています。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）第11条では、セクシュアル・ハラスメントは、雇用管理上の措置として規定されていますが、本条例では、職場に限定せず、あらゆる場に起こりうるセクシュアル・ハラスメントを対象としています。

- 7 「積極的改善措置」とは、「ポジティブ・アクション」ともいいます。これまでの歴史において様々な分野ですでに男女の参画する機会に格差がある場合、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、作為的に法的な保護を与えることにより、やがて男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において取り組まねなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由に差別的取扱いを受けることなく、その個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際的な視野を持って行われること。

【趣旨】

本条は、基本理念として、男女共同参画を推進する上で基本的姿勢と基本的考え方を示しています。

【解説】

- 1 男女共同参画の根底を成す基本理念は、個人の尊厳の重視であり、人権の尊重です。憲法では男女の平等が高らかにうたわれているものの、実社会においては、性別で差別的な取扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったり、人生の選択に何らかの制限を受けたりすることが存在しています。男女とも、一人一人が個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女共に確保されることが大切です。「差別的な取扱い」とは、直接的な差別に限らず、間接的な差別も含んでいます。「間接的な差別」とは、表面的には男女差別の取扱いがなくとも結果的に差別的効果をもたらすようなもので、仕事に関係のない身長、体重、体力などを採用条件とする場合などがあり、事実上女性を排除しているような場合を指します。

- 2 社会における制度や慣行には、「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、現在においても性による役割分担意識が根強く残っています。現代社会に今なお残るこれらの社会制度や慣行を見直し、こうした偏見を、社会全体が意識し、是正し、男性も女性も社会における自由な活動の選択ができるようにしなければなりません。
- 3 女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を進めるための施策を推進することが求められています。
- 4 共働き家庭の増加や就労形態の多様化、核家族化の増加などに伴い、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について、家族の一員として、その役割を円滑に果たし、家庭と社会活動の両立を互いに認め合うことが求められています。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会の取組と連動して進められてきており、今後も同様、国や県と歩調を合わせながら、情報収集や情報提供に努め、世界的な視野のもとに行っていくことが大切です。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。
- 2 市は、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければなりません。

【趣旨】

本条は、第1条の規定を受け、市の責務を定めています。

【解説】

- 1 第1項については、市の責務として計画的に施策を実施することを定めています。男女共同参画社会の形成のためには、基本理念に基づき、市が率先して取り組んでいくことが求められています。「総合的に策定し、及び実施」とは、男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策を全体として連携を図りながら策定し、実施することを意味しており、本市では平成17年3月に「尾張旭市男女共同参画プラン」を策定しています。
- 2 第2項については、男女共同参画社会の実現にあたって、市は市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、互いに協力し合い、連携して推進を図っていくことが必要です。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

【趣旨】

本条は、第1条の規定を受け、市民の責務を定めています。

【解説】

市民の基本的姿勢について規定したもので、男女共同参画社会の実現のためには、各自が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。市民の主体的な取組を期待し、努力義務として定め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを定めたものです。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

【趣旨】

本条は、第1条の規定を受け、事業者の責務を定めています。

【解説】

職場で働く男女が、価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが大切であり、働き方に応じた適正な処遇も必要です。このため、事業者に対し、男女雇用機会均等法等の推進を図るとともに、男女間の格差解消など、事業者として、環境改善に努力し、また、市の行う男女共同参画施策に関する施策への協力を求めています。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

【趣旨】

本条は、第1条の規定を受け、教育関係者の責務を定めています。

【解説】

男女共同参画社会の実現において、教育の果たす役割は極めて重要です。教育は市民の意識や価値観に大きな影響力を持つことから、家庭教育、社会教育、その他のあらゆる教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはなりません。

- (1) 性別を理由にした差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

【趣旨】

本条は、基本理念の男女の人権の尊重を実現するため、全ての人や団体に対して性別による差別、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの行為の禁止を定めています。

【解説】

- 1 「性別による差別的取扱い」とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、また差別の意図のあるなしに関係なく、結果として性差別となるものを含みます。例えば、本人の意欲や能力に関わりなく、「高度な判断力を必要とする」仕事に対して、女性は「感情的、消極的」とか「依頼心が強い」などとして女性を配置しないという雇用慣行がその一例として挙げられます。
- 2 「改正雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメントは、職場での言動を対象としていますが、この条例では、学校や地域活動などあらゆる分野におけるものを含みます。
- 3 全ての人、個人として尊重されなければなりません。男女共同参画の推進においては、男女が互いにその人権を尊重することは最も重要なことです。近年、DV法（配偶者等からの暴力の禁止を規定した法律）やストーカー法（いわゆるつきまとい等の禁止を規定した法律）の施行により、家庭内外の暴力への規制が強化されてきています。本市においても、これらの暴力をなくすことが重要課題であり、取り組んでいく必要があります。

(市民に広く表示する情報への配慮)

第9条 何人も、市民に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければなりません。

- (1) 性別による固定的な役割分担を正当化し、及び助長する表現
- (2) 男女間の直接的であるか間接的であるかを問わず身体的又は精神的な暴力を正当化し、及び助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

【趣旨】

本条は、市民に表示する情報に関して性別を理由とする人権侵害を正当化したり、助長させたりすることがないように配慮することを定めています。

【解説】

ポスター、広告、パンフレット、インターネットなどの市民に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。表現の自由は、憲法で保障された権利であり、尊重されるべきですが、性別による固定的役割分担及び男女間の暴力などを正当化したり助長させたりする表現や過度の不快感がある性的な表現は、抑制されなければなりません。また、男女間の直接的であるか間接的であるかを問わず身体的また精神的な暴力を正当化し、及び助長する表現も含まれます。市はもとより、民間のメディアや個人が発信する情報も含め、人権を尊重した表現を行うよう、自主的に留意することが必要と考えます。

(基本計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 市は、基本計画を定めるに当たり、あらかじめ尾張旭市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聴くものとします。
- 3 市は、基本計画を定めるに当たり、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めるものとします。
- 4 基本計画の変更については、前2項の規定を準用します。
- 5 市は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、これを公表するものとします。

【趣旨】

本条は、男女共同参画施策等の基本となる基本計画について、策定を市に義務付け、定めるべき内容及び必要な手続について定めています。

【解説】

- 1 第1項は、男女共同参画社会の実現に向けた計画策定の根拠となるものです。「男女共同参画の推進に関する施策」とは、男女共同参画社会基本法第14条を受けており、具体的には直接的に男女共同参画を推進する施策だけではなく、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすようなあらゆる施策を含んだものです。男女共同参画に関する基本計画においても、影響を及ぼす施策を盛り込みます。
- 2 第2項で基本計画策定の際に、尾張旭市男女共同参画審議会の意見を聴くこと及び第3項で市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるよう勤めることを定めているのは、基本計画の策定過程において市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させることが、市民、事業者及び教育関係者の自発的意思と相互の協力により男女共同参画を推進することや基本計画を地域の実情に応じたものにするうえで極めて重要だからです。
そして、基本計画を策定したとき又は変更したときは、これを公表することとします。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たり、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

【趣旨】

本条は、基本法第15条「施策の策定等に当たっての配慮」を受けたもので、市の様々な施策を策定及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮することを定めています。

（積極的改善措置）

第12条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、積極的改善措置を行い、改善を図ることを定めています。

【解説】

あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、男女の均衡が図れるよう必要な範囲以内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供するよう努めるよう定めています。例えば、施策、方針決定の場

への女性の登用について、各種行政委員や審議会等における女性委員の登用を積極的に図ることにより、男女の視点の違いによる意見を施策に反映させることができます。

(市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

男女共同参画を推進するためには、市民、事業者及び教育関係者の理解が必要不可欠であるため、本条は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画に関する理解を深めるために必要な情報提供、広報、啓発活動を行うことを定めています。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が実施する雇用の分野における男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、市が、市内の事業者に対し、男女共同参画を推進するための助言、情報の提供に努めることを定めています。

【解説】

女性は仕事の担い手として重要な役割を果たしていますが、経営や運営などの方針決定の場において女性の意見が反映されにくく、女性の持つ能力の発揮の機会が少ない状況にあります。市では、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣行等を改善し、性別にかかわらず、その持てる能力を十分発揮し、正当な評価を受け、対等なパートナーとして方針決定の場へ参画していくことができるような環境の整備に努めます。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援を行うものとします。

【趣旨】

本条は、男女の社会進出や少子高齢化の進展の中で、家庭生活、職業生活、地域生活等における活動の両立の重要性は非常に高く、市に対して必要な措置を行うよう定めています。

【解説】

男女が共に参画できる環境整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されます。男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、その役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（職業活動、学習活動、地域活動など）との両立が図られるようにすることが重要な課題となっていることから、仕事や家庭などのあらゆる活動を両立できるような環境の整備が必要です。「必要な支援」については、労働時間の短縮、育児休暇・介護休暇の取得しやすい環境整備、介護関連サービスの充実、雇用条件の改善、様々な情報提供サービスなどが考えられます。

(市民活動等への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び団体等に対し、必要な情報の提供及び支援を行うものとします。

【趣旨】

本条は、市民、教育関係者及び事業者等が取り組む男女共同参画を推進するための積極的な活動に対し、情報の提供など必要な支援を行うことを定めています。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な視野を持って、情報の収集その他必要な措置を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、男女共同参画の推進にあたり、市が国際的な視野を持って措置を行うよう努めることを定めています。

【解説】

男女共同参画社会基本法第19条では「国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定めています。ここでいう「国際的視野に立って」とは、国際連合や国際会議等で決議された男女共同参画に関する事項は、国際社会における国際標準と位置づけられており、この国際標準を取り入れるよう努めることを意味しています。

そのため、市は国際的な視野に立って、男女共同参画に関して必要な措置を講ずることに努めます。

（調査研究）

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとします。

【趣旨】

本条は、男女共同参画に関する情報の収集および調査研究について市に義務を課しています。

【解説】

男女共同参画に関する国内外の動向や市施策の推進状況、市民の意識などを的確に把握し、今後の施策に反映させるため、調査とその分析・研究を行うことを定めています。

（推進体制の整備）

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとします。

【趣旨】

本条は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための推進体制について定めています。

【解説】

市が実施するあらゆる施策において、総合的に男女共同参画を図るための庁内体制を整備することを規定しています。男女共同参画行政推進会議のような体制を想定しています。

(実施状況の公表)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとします。

【趣旨】

本条は、市長に対し、毎年、男女共同参画の推進状況および施策の実施状況について公表を義務付けています。

【解説】

男女共同参画の推進に当たっては、施策としてどのようなものが実施され、どのような効果があったのかを検証する必要があります。また、このことにより、男女共同参画に対する意識の高揚を図るものです。市では、男女共同参画に関する基本計画の推進状況を明らかにするため、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、市のホームページやその他の方法により公表します。

(市が実施する施策に対する申出)

第21条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があったときは、適切な処理を行うとともに、その内容について市長が必要と認める場合は、審議会に報告し意見を聴くものとします。

【趣旨】

市民、事業者及び教育関係者は、市が行う男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して意見を申し出ることができること、申出に対して、市は適切に対応するよう努めることを規定しています。

【解説】

1 市民、事業者及び教育関係者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について意見を申し出ることができることを定めています。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者から苦情の申出を受けた場合、適切な対応を取ることを定めています。この際、男女共同参画審議会と連携が取れるような体制に配慮しています。

(権利侵害の相談の申出)

第22条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があったときには、必要に応じて当該申出に係る関係機関と連携し、適切な措置を行うものとします。

【趣旨】

市は、性別による人権侵害など男女共同参画社会の形成を阻害する問題について、必要に応じて関係行政機関との連携を図り、相談に適確に対応するよう規定しています。

【解説】

市は、性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合、関係機関などと連携をとり、適切な相談窓口を紹介するなど、被害者の相談に応じて必要な措置を講ずるものとしています。

(審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、審議会を置きます。

2 審議会は、市長からの諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議します。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べるすることができます。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【趣旨】

本条は、「尾張旭市男女共同参画審議会」の設置について定めています。

【解説】

市は、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する機関として、男女共同参画審議会を設置します。この審議会は、男女共同参画に関する基本計画を審議し、市の実施する男女共同参画推進に関する施策に対し意見を述べ、必要に応じ市長へ提言できることを規定しています。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

【趣旨】

本条は、必要事項を規則でも定めることとしています。